

岡山航空株式会社

代表取締役社長 宮倉 雅史 殿

国土交通省大阪航空局長

石井 靖男



警告書

1. 安全統括管理者の職務に関する警告の理由

今般、貴社においては、不適切な整備に係る重大な違反行為が確認されており、貴社が長年にわたって適確かつ具体的な措置を取らなかったことにより多数の整備士が常習的に違反行為を繰り返していたことは組織的な悪質性があると認められたことから、令和 6 年 12 月 20 日、貴社に対し、事業改善命令を発出したところである。

これらの違反行為の要因には、安全意識・遵法意識の著しい欠如に加え、長年にわたって違反行為が繰り返されていた状態に対し適確かつ具体的な措置をとらなかったことなど、安全に関する情報が社内で報告され原因究明・対策を講じるための安全管理体制の不備などがあると考えられ、貴社における安全管理システムが機能していないものと認められる。

以上のことから、貴社においては、安全統括管理者がその職務を怠っていたものと認められることから、「航空の安全に係る不利益処分等の実施要領」（平成 30 年 3 月 29 日国官参事第 1340 号）に基づき、下記 2. のとおり安全統括管理者の職務について改善措置を実施すべきことを警告する。

2. 実施すべき改善措置

航空運送事業者は、安全確保が最大の使命であり、絶えず安全性の向上に努めなければならない。航空の安全を確保するためには、貴社が定める安全方針の達成に向けて、安全管理システムを統括する安全統括管理者を中心として、各部門及び全従業員が一丸となって取り組むことが必要である。

今般の状況に鑑み、安全統括管理者自身が安全管理規程に定める運営方針を改めて理解・認識したうえで、運航・整備の現場の状況を把握し、迅速かつ適切に情報を共有した上で共通の認識を持ち、法令及び規程等に従った業務が確実にを行うことができる環境となるよう安全管理体制を再構築するとともに、貴社の航空機に対する徹底的な点検・調査等を実施し健全性を確保するなどの改善措置を講ずるよう警告する。

なお、改善措置が実施されない場合など、この警告に違反した場合には、貴社に対して安全統括管理者の解任を命令することがあることを申し添える。

以上